

規則第 6 号

独立行政法人国立印刷局職員勤務時間・休暇等規則を次のように定める。

平成 17 年 3 月 3 日

理事長 富 沢 宏

独立行政法人国立印刷局職員勤務時間・休暇等規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 勤務時間等（第 4 条－第 18 条）

第 3 章 休暇（第 19 条－第 28 条）

第 4 章 雑則（第 29 条・第 30 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 58 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休憩、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇については、他の法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（用語の定義）

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 所属長 本局にあっては総務部長を、研究所及び工場にあってはそれぞれの長をいう。

二 印刷交替作業員 印刷、貼付、整備、仕上、動力及び加工作業において常時 2 交替で勤務する者として発令された職員をいう。

三 製紙連続作業員 調製、抄造、電気、蒸汽、用水及び環境整備の作業において常時 4 班 3 交替で勤務する者として発令された職員（製紙作業関係に常時 4 班 3 交替で勤務する製紙担当課長として発令された職員を含む。）をいう。

四 製紙交替作業員 製紙に係る準備作業において常時 4 班 2 交替で勤務する者として発令された職員をいう。

五 警備員 常時 3 班 2 交替で勤務する構内警備取締りの業務に従事する者として発令された職員をいう。

六 削除

七 定年前再任用短時間勤務職員 職員のうち国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2に規定する短時間勤務の官職に採用された非常勤職員をいう。

八 育児短時間勤務職員 職員のうち国立印刷局職員育児休業等規則（平成15年規則第16号。以下「育児休業等規則」という。）第4条に規定する育児短時間勤務をする者として発令された職員をいう。

九 勤務時間申告制職員 所属長が職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが業務の運営に支障がないと認める場合において、職員の申告を経て、一定期間につき個別に勤務時間を割り振られることとなる職員をいう。

十 法定休日 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第35条に定める休日をいう。

第2章 勤務時間等

（1週間の正規の勤務時間等）

第4条 職員の正規の勤務時間は、1週間について38時間45分とする。ただし、次の各号に掲げる職員の正規の勤務時間については、当該各号に定めるところによる。

一 製紙連続作業員及び製紙交替作業員 一定期間を平均して1週38時間45分

二 警備員 一定期間を平均して1週38時間45分

三 定年前再任用短時間勤務職員 4週間を平均して1週38時間45分の2分の1

四 育児短時間勤務職員 1週間について19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分。ただし、前条第2号から第6号までに掲げる職員（以下「交替制勤務職員」という。）については、当該交替制勤務職員別に定める期間別に19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分

五 勤務時間申告制職員 一定期間を平均して1週38時間45分

2 正規の勤務時間には、休憩時間を含まないものとする。

3 製紙連続作業員及び製紙交替作業員の勤務については1年単位、警備員及び勤務時間申告制職員の勤務については1か月単位の変形労働時間制（労基法第32条の2及び第32条の4に定める勤務形態をいう。）によるものとする。

（正規の勤務時間の割り振り並びに始業及び終業の時刻等）

第5条 職員の正規の勤務時間の割り振り並びに始業及び終業の時刻は、別表1のとおりとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間の割り振り並びに始業及び終業の時刻は、本局総務部長（以下「総務部長」という。）が定めるものとする。

2 所属長は、前項に規定する始業及び終業の時刻によることのできない特別の事情がある場合には、正規の勤務時間の割り振り（製紙連続作業員にあっては、正規の勤務時間の割り振り及び各直とその前後の直との重複する時間の長さ）を変更することなく、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

3 職員のうち、印刷交替作業員、製紙連続作業員、製紙交替作業員、警備員及び勤務時間申告制職員の直等の割り振り等については、総務部長が別に定めるものとする。

（休憩時間）

第6条 職員の休憩時間は、1時間とし、勤務の途中に与える。ただし、次の各号に掲げる職員の休憩時間については、当該各号に定めるところによる。

一 製紙連続作業員 勤務の途中に交替で与える。

二 警備員 1日の勤務時間が6時間を超える場合にあっては45分、8時間を超える場合にあっては1時間30分とし、勤務の途中に交替で与える。

2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼす場合には、総務部長の定めるところにより、休憩時間について別段の定めをすることができる。

3 休憩時間の位置については、所属長が定めるものとする。

第7条 削除

(勤務時間の延長)

第8条 所属長は、業務上必要がある場合には、1日の労働時間（休憩時間を含まない実働時間をいう。以下同じ。）が8時間又は1週間若しくは別に定める期間を平均して1週間の労働時間が40時間に達するまで勤務時間を延長することができる。

第9条 所属長は、業務上特別の必要がある場合には、満18歳に満たない職員を除き、労基法第36条第1項に規定する協定を締結し、前条に規定する労働時間を超えて勤務時間を延長することができる。

2 所属長は、前項の規定にかかわらず、災害その他避けることのできない事由により、臨時に勤務時間を延長して勤務させる必要がある場合は、前条に規定する労働時間を超えて勤務時間を延長することができる。

3 所属長は、妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員（以下「妊産婦」という。）から請求があった場合には、前2項の規定にかかわらず、勤務時間を延長してはならない。

4 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として別に定める者を含む。以下同じ。）のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、勤務時間を延長してはならない（ただし、第2項に該当する場合による勤務を除く。）。

5 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、制限時間（前条に規定する労働時間が1か月について24時間、1年について150時間をいう。ただし、第2項に該当する場合による勤務を除く。）を超えて勤務時間を延長してはならない。

6 前2項の規定は、第23条に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、前2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の正常な運営に支障がある」と読み替えるものとする。

7 所属長は、育児短時間勤務職員については、第1項の規定にかかわらず、勤務時間を延長してはならない。ただし、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合であつて、業務の特殊性又は職務遂行上の特別の事情により当該育児短時間勤務職員に命じなければ業務の運営に重大な支障が生じるときは、この限りでない。

（深夜勤務の制限）

第10条 所属長は、満18歳に満たない職員を午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）においては、勤務させてはならない。ただし、交替制で勤務する満16歳以上の男性職員を除く。

2 前項の規定は、前条第2項に該当する場合には適用しない。ただし、妊産婦が請求した場合においては、この限りでない。

3 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、深夜においては勤務をさせてはならない。

4 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

（出張中及び研修中の勤務時間）

第11条 出張中及び日常の執務を離れての研修中の職員は、その期間中、原則として、正規の勤務時間を勤務したものとみなす。

第12条 削除

（休日）

第13条 職員の休日は、次の各号に掲げる日とする。

一 日曜日及び土曜日（うち土曜日は法定休日とする。）

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

三 年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日のうち前号に掲げる日を除いた日をいう。）

四 創立記念日（11月1日）

- 2 製紙連続作業員及び製紙交替作業員に係る前項第1号に規定する休日については、同号の規定にかかわらず、平均して4週間につき8日（うち法定休日は4日とする。）となるよう総務部長が定めた上で、所属長が職員別に指定するものとする。
- 3 警備員の休日については、第1項の規定にかかわらず、3週間につき昼勤及び夜勤を合計して3勤務に相当する日を法定休日とし、所属長が職員別に指定するものとする。
- 4 定年前再任用短時間勤務職員（月曜日から金曜日までの各日において、一勤務日の正規の勤務時間が4時間又は3時間45分として割り振られた職員（以下「半日勤務職員」という。）を除く。）の第1項第1号に規定する休日については、同号の規定にかかわらず、これらの日に加えて、所属長が当該職員別に指定するものとする。
- 5 育児短時間勤務職員に係る休日については、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員に応じ、それぞれ当該各号に定める日とし、総務部長の定めるところにより、当該育児短時間勤務職員の勤務形態に応じて、所属長が当該職員別に指定するものとする。
 - 一 育児休業等規則第4条第1項第3号又は第4号の勤務形態により勤務する職員 第1項に規定する休日に加え、月曜日から金曜日までの5日間のうち指定された2日
 - 二 育児休業等規則第4条第1項第5号の勤務形態により勤務する職員 次に掲げる職種に応じ、それぞれ次に定める日
 - イ 印刷交替作業員 第2項に規定する休日に加え、一週間当たり2.5日以内となるよう指定された日
 - ロ 製紙連続作業員及び製紙交替作業員 第2項に規定する休日に加え、28週を平均して、一週間当たり2.5日以内となるよう指定された日
 - ハ 警備員 第3項に規定する休日に加え、3週を平均して、一週間当たり2.5日以内となるよう指定された日
- 6 勤務時間申告制職員（別に定める者を除く。）のうち次に掲げる職員について、所属長が職員の申告を考慮して、第1項に規定する休日に加えて当該職員の休日を設けることが業務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、一定期間につき第1項に規定する休日に加えて当該職員の休日を設けることができる。
 - 一 小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員
 - 二 配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第25条において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者をいう。以下同じ。）で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

（休日以外の日の休業）

第14条 所属長は、電力事情その他業務上の必要がある場合は、休日と休日以外の日を振り替え、若しくは変更すること又は休日以外の日を休業とすることができる。

（勤務を要しない日の振替等）

第15条 所属長は、職員に第13条第1項第1号及び第2項から第6項までに規定する休日（以下「勤務を要しない日」という。）において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、正規の勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は勤務日の勤務時間のうち、所属長が別に定める4時間勤務を当該勤務日に割り振ることをやめて、当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（祝日等の休日の代休日）

第16条 所属長は、職員に第13条第1項第2号から第4号までに規定する休日（以下「祝日等の休日」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「祝日等の休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該祝日等の休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該祝日等の休日後の勤務日を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた祝日等の休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日勤務）

第17条 所属長は、業務上特別の必要がある場合には、労基法第36条第1項に規定する協定を締結し、職員に休日において勤務することを命ずることができる。ただし、満18歳に満たない職員については、この限りでない。

- 2 所属長は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、職員に休日において勤務することを命ずることができる。

- 一 4週間を通じて4日を超える休日がある場合において、臨時に4日を超える休日に勤務させる必要がある場合

- 二 災害その他避けることのできない事由により、臨時に休日に勤務させる必要がある場合

- 三 労基法第41条の規定に該当する職員に、業務上特別に休日に勤務させる必要がある場合

- 3 所属長は、妊産婦から請求があった場合については、前2項の規定にかかわらず、休日に勤務させてはならない。

- 4 所属長は、育児短時間勤務職員については、第1項の規定にかかわらず、休日に勤務させてはならない。ただし、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合であって、業務の特殊性又は職務遂行上の特別の事情により当該育児短時間勤務職員に命じなければ業務の運営に重大な支障が生じるときは、この限りでない。

（勤務時間の割り振り等の特例）

第18条 総務部長は、業務又は勤務条件の特殊性により、この規則の定めによると能率を甚だしく阻害する場合には、勤務時間の割り振り、休憩時間及び休日の指定について

別に定めることができる。

- 2 前項の規定により勤務時間の割り振り等を定める場合には、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の休日を設定、当該期間につき第4条に規定する勤務時間になるように勤務時間を割り振るものとする。

第3章 休暇

（休暇の種類）

第19条 職員の休暇は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 有給休暇

イ 年次有給休暇

ロ 特別休暇

ハ 病気休暇

二 無給休暇

イ 介護休暇

ロ 介護時間

ハ 通信教育休暇

ニ 看護休暇

ホ 組合休暇

（年次有給休暇）

第20条 年次有給休暇は、1年（暦年とする。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、1年につき20日とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員（半日勤務職員を除く。）にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数とする。

- 2 年の途中において採用され、又は復職した職員の年次有給休暇の日数は、採用又は復職した月からその年末までの月数の12か月に対する割合で算定した日数とする。ただし、1日未満の端数は、1日とする。

- 3 育児短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

一 斉一型育児短時間勤務（育児短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型育児短時間勤務の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不斉一型育児短時間勤務（育児短時間勤務のうち、斉一型育児短時間勤務以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に不斉一型育児短時間勤務の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

- 4 年次有給休暇（この項により繰り越されたものを除く。）は、総務部長の定めるところにより当該年の翌年に繰り越すことができる。

- 5 育児短時間勤務職員の年次有給休暇は、前項の規定にかかわらず、第3項各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める日数を限度として、総務部長の定めるところにより、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 6 第1項、第2項又は第3項の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、第28条第1項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、所属長が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が第28条第1項の規定により年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

(特別休暇)

第21条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる場合に該当し、勤務しないことが相当と認められる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

一 選挙権その他公民としての権利を行使する場合

所属長が必要と認める期間

二 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合

所属長が必要と認める期間

三 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

所属長が必要と認める期間

四 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年において5日の範囲内の期間

イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって、別に定めるものにおける活動

ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

五 結婚する場合

結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5暦日の範囲内の期間

五の二 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の総務部長が別に定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

六 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員から申出があった場合

出産の日までの申出があった期間

七 出産した場合

出産の日の翌日から8週間（多胎児を出産した場合にあっては、10週間）を経過する日までの期間（産後6週間を経過して本人から申出があった場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）。この場合において、出産予定日以前2週間を超え、かつ、妊娠6か月以上の間に出産した場合は、前段の休暇に7日を追加する。ただし、多胎児を出産した場合は、この限りでない。

八 妊娠4か月未満で流産した場合

流産した日又はその翌日から起算して7日間を限度とし、医師が必要と認めた期間

九 子を育てる場合

第7号に規定する休暇終了日の翌日から起算して1年間の範囲内において、1日2回、90分（育児短時間勤務職員のうち休日以外の日において1日当たり3時間55分勤務する職員にあっては、1日1回、45分。以下この号において同じ。）以内の時間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）がこの号の休暇（他の法律等に定めるこれに相当する休暇を含む。）を承認された場合は、1日2回、90分から当該承認に係る時間を差し引いた時間を超えない時間。ただし、その子の当該職員以外の親が承認された時間帯以外の時間帯に限る。）

十 妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）が出産する場合

出産のため入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間

十一 妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められ

る場合

当該期間内における 5 日の範囲内の期間

十二 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして総務部長が別に定めるその子の世話等を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年において 5 日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあつては、10 日）の範囲内の期間

十三 要介護者の介護その他の総務部長が別に定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあつては、10 日）の範囲内の期間

十四 親族（別表 2 の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合

親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内で所属長が必要と認める期間

十五 父母及び配偶者の正忌日にあたる場合（父母及び配偶者の死亡後 15 年以内に限る。）

その当日

十六 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年の 7 月から 9 月までの期間内における第 13 条に規定する休日を除いて原則として連続する 5 日の範囲内の期間

十七 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき

7 日の範囲内で所属長が必要と認める期間

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき

十八 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合

所属長が必要と認める期間

十九 地震、水害、火災その他の災害時において職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

所属長が必要と認める期間

二十 国立印刷局表彰規則（平成 15 年規則第 49 号）第 4 条第 2 号に規定する永年勤務者表彰を受表彰する場合

受彰の日の翌日から連続する2日間

二十一 年齢60年に達する場合

年齢60年に達する日が属する年度において連続する2日間

(病気休暇)

第22条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり勤務できない場合における休暇とし、その期間は、療養を必要とする期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他の総務部長が定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることはできない。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条の2に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 安全衛生管理細則（平成20年細則第20号）第17条の規定に基づく健康管理措置を受けた場合（健康管理上勤務時間を制限された場合に限る。）

2 前項ただし書、次項及び第4項の規定の適用については、連続する8日以上（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として総務部長が定める場合にあつては、その日数を考慮して総務部長が定める期間）の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、病休通算判定期間（除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に育児休業等規則第6条第1項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間その他の総務部長が定める時間（以下この項において「育児時間等」という。）がある場合にあつては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（第4項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間をいう。）に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

3 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

- 4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 5 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書及び第2項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 6 第1項ただし書及び第2項から前項までの規定は、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員には適用しない。

(介護休暇)

第23条 介護休暇は、職員が配偶者等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、所属長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

(介護時間)

第23条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(通信教育休暇)

第24条 通信教育休暇は、職員が大学の通信教育学部の通信教育生として面接授業（スクーリング）に出席する場合における休暇とし、面接授業の行われる期間中において、その取得期間は、1学部24週間以内であって、かつ、1学年度6週間以内とする。

(看護休暇)

第25条 看護休暇は、職員の配偶者、1親等の親族その他別に定めるものが負傷、疾病又は老齢のため他に看護者がなく職員の看護を必要とする場合の休暇とし、その日数は、1年を通じて13日（第21条第12号に規定する特別休暇を承認された職員にあっては、13日から当該承認日数を差し引いた日数）の範囲内とする。

(組合休暇)

第26条 組合休暇は、職員が労働組合の業務を行う場合の休暇とし、その日数は、1年を通じて30日以内とする。

(定年前再任用短時間勤務職員等の休暇)

第27条 この章に定める休暇の日数及び期間に関する規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、総務部長が別に定める。

(休暇の承認)

第28条 年次有給休暇を取得する場合は、その時季を請求し、所属長の承認を受けなければならない。この場合において、所属長は、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。ただし、所属長は、業務の正常な運営に支障があると認めるときは、これを他の時季に変更することができる。

2 特別休暇(第21条第6号及び第7号に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及び病気休暇については、所属長の承認を受けなければならない。この場合において、所属長は、特別休暇及び病気休暇の請求について、第21条各号に掲げる場合又は第22条に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、業務の正常な運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

3 介護休暇及び介護時間については、所属長の承認を受けなければならない。この場合において、所属長は、第23条又は第23条の2に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち業務の正常な運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

4 通信教育休暇及び看護休暇については、所属長の承認を受けなければならない。この場合において、所属長は、業務の正常な運営に支障のない範囲でこれを承認することができる。

5 組合休暇については、所属長の許可を得なければならない。この場合において、所属長は、業務の正常な運営に支障のない範囲でこれを許可することができる。ただし、当該許可を受けた職員が法令、令達又は許可条件に違反した場合には、所属長は、これを取り消すことができる。

第4章 雑則

(非常勤職員に関する特例)

第29条 職員のうち定年前再任用短時間勤務職員を除く非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する事項については、この規則の定めにかかわらず、総務部長が別に定めるものとする。

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇に係る取扱い、事務手続その他必要な事項については、総務部長が別に定めるものとする。

附 則

(施行日)

第1条 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(独立行政法人国立印刷局再任用短時間勤務職員勤務時間等規則等の廃止)

第2条 独立行政法人国立印刷局再任用短時間勤務職員勤務時間等規則（平成15年規則第13号）、独立行政法人国立印刷局職員休暇規則（平成15年規則第14号）及び独立行政法人国立印刷局再任用短時間勤務職員休暇規則（平成15年規則第15号）は、廃止する。

(1週間の正規の勤務時間等の起算日)

第3条 次の各号に掲げる期間の起算日は、当該各号に定める日とする。

一 第4条第1項第3号に規定する当該再任用短時間勤務職員別に定める期間 平成15年3月16日

二 第13条第3項に規定する3週間 平成28年3月27日

2 第4条第3項に規定する製紙連続作業員及び製紙交替作業員の変形労働時間制における変形期間は3か月とし、その起算日は平成20年4月6日とする。

3 第4条第3項に規定する警備員の変形労働時間制における変形期間は3週間とし、その起算日は平成28年3月27日とする。

4 第4条第3項に規定する勤務時間申告制職員の変形労働時間制における変形期間は1か月（月の初日から末日まで）とし、その起算日は平成28年10月1日とする。

(国立印刷局職員育児休業等規則の一部改正)

第4条 国立印刷局職員育児休業等規則（平成15年規則第16号）の一部を次のとおり改正する。

第2条中「、地方事務所」を削る。

第5条中「独立行政法人国立印刷局職員休暇規則（平成15年規則第14号）第5条第9号」を「独立行政法人国立印刷局職員勤務時間・休暇等規則（平成17年規則第6号）第21条第9号」に改める。

附 則（平成17年7月21日一部改正）

この規則は、平成17年7月31日から施行する。

附 則（平成18年1月10日一部改正）

この規則は、平成18年1月16日から施行する。

附 則（平成18年3月31日一部改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月30日一部改正）

この規則は、平成18年12月11日から施行する。

附 則（平成19年3月29日一部改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月10日一部改正）

この規則は、平成19年8月19日から施行する。

附 則（平成19年12月14日一部改正）

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成２０年１月２９日一部改正）

この規則は、平成２０年２月３日から施行する。

附 則（平成２０年３月２４日一部改正）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月２４日一部改正）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年５月１４日一部改正）

この規則は、平成２１年５月２１日から施行する。

附 則（平成２２年３月３１日一部改正）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年６月２８日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２２年６月３０日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に使用された改正前の規則第２１条第１２号の休暇については、改正後の休暇として使用されたものとみなす。

附 則（平成２２年１０月２１日一部改正）

この規則は、平成２２年１０月２５日から施行する。

附 則（平成２３年 ３月２２日一部改正）

この規則は、平成２３年 ４月 １日から施行する。

附 則（平成２５年 ３月２５日一部改正）

この規則は、平成２５年 ４月 １日から施行する。

附 則（平成２５年 ６月２６日一部改正）

この規則は、平成２５年 ６月３０日から施行する。

附 則（平成２７年 ３月３０日一部改正）

この規則は、平成２７年 ４月 １日から施行する。

附 則（平成２８年 ３月２３日一部改正）

- 1 この規則は、平成２８年３月２７日から施行する。

- 2 国立印刷局職員育児休業等規則（平成１５年規則第１６号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第５号ハ中「３３週」を「３週」に改める。

附 則（平成２８年９月２９日一部改正）

この規則は、平成２８年１０月１日から施行する。

附 則（平成２８年１２月２０日一部改正）

（施行日）

- 1 この規則は、平成２９年１月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の独立行政法人国立印刷局職員勤務時間・休暇等規則第28条第2項の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの規則による改正後の独立行政法人国立印刷局職員勤務時間・休暇等規則第23条に規定する指定期間については、所属長は、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

附 則（平成29年3月28日一部改正）

- 1 この規則は平成29年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人国立印刷局における理事長決裁の委任に関する規則（平成16年規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

		各機関の所属職員に対する超過勤務等の命令及び有給休暇に関する承認	—					○		独立行政法人国立印刷局職員勤務時間・休暇等規則第8条、第9条、第28条第1項及び第2項
--	--	----------------------------------	---	--	--	--	--	---	--	---

を

」

「

		各機関の所属職員に対する勤務時間申告制職員の勤務時間の割り振り、超過勤務等の命令及び有給休暇に関する承認	—					○		独立行政法人国立印刷局職員勤務時間・休暇等規則第8条、第9条、第28条第1項及び第2項
--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	---

に

」

改める。

附 則（平成31年3月25日一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日一部改正）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月23日一部改正）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年9月8日一部改正）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日一部改正）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 令和3年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）をいう。
- 二 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。
- 三 定年前再任用短時間勤務職員 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第4条第3項、第5条第1項、第13条第4項、第18条第2項、第20条第1項、第27条及び第29条の規定を適用する。

(1週間の正規の勤務時間等の起算日)

第4条 定年前再任用短時間勤務職員における第4条第1項第3号に規定する別に定める期間の起算日 令和5年3月19日

附 則（令和7年2月28日一部改正）

この規則は、令和7年3月3日から施行する。

附 則（令和7年3月24日一部改正）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

勤務の形態	職員の区分	直等の区分	月曜日から金曜日まで			備 考
			始業時刻	終業時刻	一勤務日の正規の勤務時間	
日勤	1 本局所属の職員（2の項に掲げる職員のうちみつまた調達所の職員及び3の項に掲げる職員を除く。）及び研究所に勤務する職員	－	午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	
	2 本局所属の職員のうちみつまた調達所の職員及び工場に勤務する職員	－	午前8時	午後4時45分	7時間45分	
	3 博物館（本局管理部管理課の博物館業務に係る所管部門をいう。）に勤務する職員	－	午前8時45分	午後5時30分	7時間45分	
	4 勤務時間申告制職員	－	職員の申告を考慮して設定する時刻	職員の申告を考慮して設定する時刻	6時間以上14時間以内	
4班 3交替勤務	製紙連続作業員	1直	午前7時30分	午後3時30分	7時間15分	正規の勤務時間は、日曜日から土曜日までのうち、第13条第2項の規定により所属長が指定した休日を除いた日に割り振るものとする。
		2直	午後3時	午後9時30分	6時間	
		3直	午後9時	翌日の午前8時	10時間	

勤務の形態	職員の区分	直等の区分	月曜日から金曜日まで			備 考
			始業時刻	終業時刻	一勤務日の正規の勤務時間	
4 班 2 交替勤務	製紙交替作業員	1 直	午前 8 時	午後 4 時 45 分	7 時間 45 分	正規の勤務時間は、日曜日から土曜日までのうち、第 13 条第 2 項の規定により所属長が指定した休日を除いた日に割り振るものとする。
		2 直	午後 0 時 15 分	午後 9 時	7 時間 45 分	
2 班 2 交替勤務	印刷交替作業員	1 直	午前 8 時	午後 4 時 45 分	7 時間 45 分	
		2 直	午後 0 時 15 分	午後 9 時	7 時間 45 分	
3 班 2 交替勤務	警備員	昼勤 A	午前 8 時	午後 8 時 30 分	11 時間	正規の勤務時間は、日曜日から土曜日までのうち、第 13 条第 3 項の規定により所属長が指定した休日を除いた日に割り振るものとする。 昼勤 B 及び夜勤 B の勤務形態は、原則として、一つの直において 1 名に割り振るものとする。 また、昼勤 B 及び夜勤 B の勤務形態は、原則として、他の直と連続して設定しないこととする。
		昼勤 B	午前 8 時	午後 7 時 30 分	10 時間	
		夜勤 A	午後 8 時	翌日の午前 8 時 30 分	11 時間	
		夜勤 B	午後 9 時	翌日の午前 8 時 30 分	10 時間	

別表 2

親 族	日 数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	7 日
父母	7 日
子	5 日
祖父母	3 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
おじ又はおばの配偶者	1 日